**内子町歴史観光交流拠点施設指定管理予定者の公募型プロポーザルについての質問及び回答**

（回答日）令和７年８月15日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
| １ | **費用負担について** | 施設の光熱水費は、指定管理者の負担か。 | 光熱水費は指定管理者の負担となります。ただし公共部分の光熱水費は指定管理料に含めることとし、額については運営実証期間の結果等を参考に両者で協議のうえ、決定する予定です。またテナントやチャレンジショップ（専用部）は受益者負担とし、指定管理者が集金してから、電力会社等に一括で支払うこととなります。なお、運営実証期間中の光熱水費については、業務委託費に含まれています。 |
| ２ | **同上** | 事務に必要な机や椅子、コピー機等は指定管理者の負担か。 | 指定管理者が管理運営に必要な備品については、町が必要と認めた場合は町が購入し、指定管理者に無償で貸与することとしています。ただし、比較的長期にわたって使用できるもので、１点５万円以上のものを備品と定義しています。机や椅子、コピー機は金額によっては備品となり、町の負担になります。ただし、コピー機を高額な複合機にする場合は、リースにするのが妥当と考えます。その場合のリース料は指定管理者の負担となります。 |
| ３ | **通信インフラ整備について** | 施設として必要な通信インフラ（電話、インターネット回線、Wi-fi）の整備は、町が行うという理解でよろしいか。 | 整備に必要な空配管は、町により設置済みです。通信インフラは、整備直後からランニングコストが必要になるため、また設置費がランニングコストに含まれる場合が多いため、指定管理者の負担になると考えています。ただし、それらの初期費用は運営実証の業務委託費に含まれています。【補足：運営実証事業委託業務に含まれる費用】・人件費（６カ月分）・WEBサイト、管理システム等の構築費・広報素材製作費（デザイン、撮影、翻訳等）・運営実証に必要となる設備費、備品購入費・維持管理費（光熱水費、清掃費等）・プレイベント開催費・事業計画策定、効果検証に係る費用・諸経費・その他、指定管理予定者の提案により必要となる費用等となります。 |
| ４ | **委託料の支払いについて** | 運営実証事業業務の委託料は、いつ支払われるか。支払いまでの間、指定管理予定事業者が運営にかかる経費を立て替える必要があるか。 | 委託料の支払いは、委託事業の完了について行う検査終了後にお支払いします。ただし、町が必要と認めるときは、委託料の一部を前払いできる契約にしたいと考えています。 |
| ５ | **テナントの選定について** | テナントの選定及び契約は、町が行うと理解してよいか。 | テナントに入る事業者についても、人員の募集など事前の準備が必要なことから、今年中にはテナント入居者を決定したいと考えています。しかし、指定管理予定者には許可権限がないことから、内子町が公募して選定及び契約をする予定です。ただし、指定管理者に指定後、契約期間満了などにより事業者の入れ替えが必要となった場合は、指定管理者が許可手続き等をする予定です。 |
| ６ | **実施要項３****指定管理者が行う業務及び管理の基準について** | 業務及び管理の基準に、内子町特産品等の展示、販売及び情報発信に関することとあるが、これらはテナントではなく指定管理者が行ういう理解でよろしいか。 | 「内子町歴史観光交流拠点施設条例」では、施設で実施する事業を明記しています。特産品等の展示・販売については主にテナントが実施することになると思いますが、情報発信や販売促進に係る事業等の推進については、指定管理者とテナントが協力して実施するなど、施設の効果的な活用方法をご提案いただけたらと思います。 |
| ７ | **実施要項５****管理に要する経費について** | 要項５（２）に「利用者等が支払う利用料金を収入とすることができる」とあるが、これはテナントやチャレンジショップの賃借料を指定管理者の収入にできるという理解でよろしいか。 | 指定管理者の指定された後（令和８年４月以降予定）は、利用者等が支払う利用料金を指定管理者の収入として収受させることができます。ただし、指定前は内子町が管理者となるため、施設の使用料は内子町の収入となります。 |